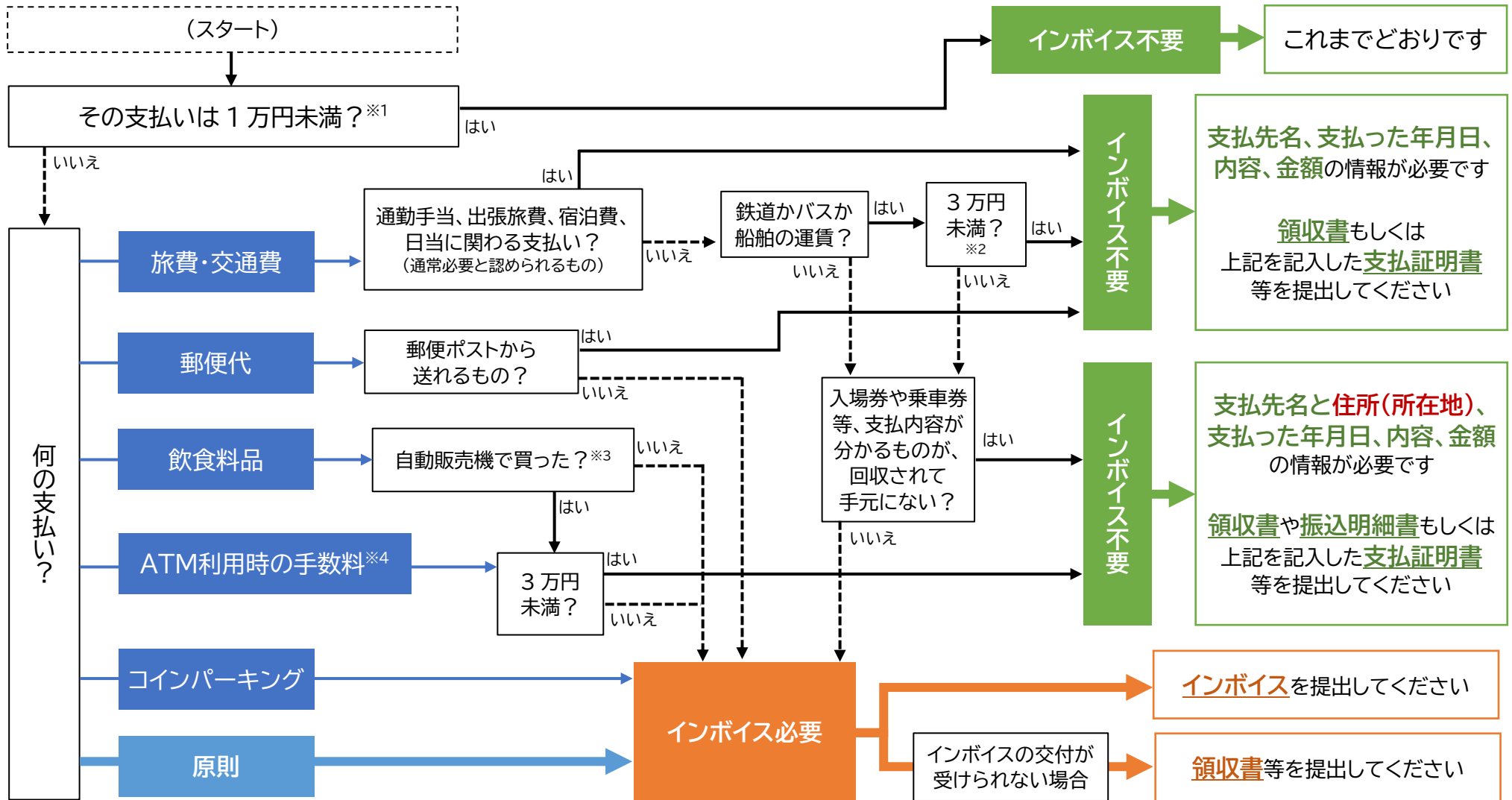


# この立替、インボイスは要る？ 何を提出するの？

～ 従業員・役員の立替精算時の必要書類早見チャート ～

令和 5 年 10 月以降の立替精算では、基本的にインボイス（裏面参照）の提出をお願いすることとなります。他方、交通費などの一部の支払いについて、インボイスが不要な場合があります。立替精算書等を提出するとき一緒に何を提出したらよいか、迷いやすい支払いの代表例についてご案内します。



※1 単位や商品ごとではなく、1 回あたりの取引金額、つまり、レシート 1 枚あたりで税込み 1 万円未満かを判断します。なお、令和 11 年 10 月以降は、1 万円未満であってもインボイスが必要です。

※2 切符 1 枚ごとや月まとめの金額等ではなく、1 回の取引の金額(税込み)で判断します。例えばまとめて 4 人分の切符代を支払った場合は、1 人分ではなく 4 人分の金額で判断します。

※3 セルフレジや自動券売機での支払いの場合は、「いいえ」に進んでください。

※4 金融機関の ATM で入出金や振込をした際に生じた手数料の支払いです。ネットバンキングでの入出金や振込の手数料はここには含まれません(インボイスが必要です)。

## ところで、インボイスってどういう書類？ インボイスの見分け方

一つでも欠けている事項があると、インボイスと認められません。  
もれなく記載されているか確認した上で提出してください。

### 原則：インボイス

インボイスとは、次の**すべての事項を記載**した書類のことをいいます。

- ① そのインボイスを発行した事業者の名前と**登録番号**(T+13桁の番号)
- ② その取引をした年月日
- ③ 取引の内容(買ったもの、受けたサービス等)  
軽減税率が適用された場合は、その旨の記載も必要です
- ④ 税率ごとの合計額(税込み、税抜きいずれも可)と、その**適用税率**
- ⑤ **税率ごとの消費税額**
- ⑥ **インボイスを受け取った事業者名(当社名)**\*

\*宛名が立替者本人名となっていた場合でも、問題ありません(立替者が当社宛での立替精算書作成し、インボイスを添付して提出することで、当社は仕入税額控除の適用が可能となります)。

### 例外：簡易インボイス

小売店、飲食店、タクシー、コインパーキングなどで受け取るインボイスの場合は、次の事項の記載があれば認められます。

- ① そのインボイスを発行した事業者の名前と**登録番号**(T+13桁の番号)
- ② その取引をした年月日
- ③ 取引の内容(買ったもの、受けたサービス等)  
軽減税率が適用された場合は、その旨の記載も必要です
- ④ 税率ごとの合計額(税込み、税抜きいずれも可)
- ⑤ **税率ごとの消費税額か、適用税率のいずれか**

請求書、領収書、納品書など、書類の名前は問われません

**⑥** (株)〇〇 御中

〇〇(株) 登録番号:T01234…… **①**

××年10月15日 **②**

商品 A	1,320 円
商品 B	880 円
商品 C ※	540 円
合計	2,740 円
うち消費税額等	240 円

※ 軽減税率対象

(10%対象)	2,200 円	うち消費税額等	200 円)
( 8%対象)	540 円	うち消費税額等	40 円)

**④** **⑤**

両方の記載が必要です!

必要事項が  
そろっていれば  
手書きでもOK!

**X**  
インボイスに  
自分で追記はNG!

不備がある場合は、  
発行者に再発行を  
依頼してください

領収書 **①**

〇〇(株) 登録番号:T01234……

××年10月15日 **②**

商品 A	1,320 円
商品 B	880 円
商品 C ※	540 円
合計	2,740 円
うち消費税額等	240 円

※ 軽減税率対象

(10%対象)	2,200 円	うち消費税額等	200 円)
( 8%対象)	540 円	うち消費税額等	40 円)

**⑤**

どちらか一方の記載があればOK!  
上図のように両方書かれたものも可